

## 公衆浴場法施行条例第5条に基づく衛生措置等の基準の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 公衆浴場法施行条例(昭和26年秋田県条例第76号)(以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例第2条第3号に掲げる浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場について特例を定めるものとする。

(基準の特例)

第2条 条例第2条第3号に掲げる浴場のうち、循環ろ過設備及び気泡発生設備等を用いない浴場については、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第9号に規定する基準によらないことができる。ただし、公衆浴場法施行細則(昭和54年秋田県規則第51号)第10条に規定する水質の基準を満たすことができない場合を除く。

- 一 常時新たな湯水の供給(浴槽容量を十分に超える1日当たり供給量)により浴槽から溢水させるとともに、浴槽水を滞留させないよう措置されている場合であって、1週間に1回以上は完全換水による清掃消毒が行われているとき。
- 二 地底、岩盤等からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する浴場で、完全換水することが困難な場合であって、常時溢水等により清浄が保たれているとき。
- 三 その他、施設形態、地形的状況等の特性により、衛生上特に支障がないと認められるとき。

2 家族風呂(家族が借り切りで利用する形態の公衆浴場をいう。)において入浴させる場合、条例第3条第22号及び同条第24号に規定する基準によらないことができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第22号中浴室に関する基準並びに同条第24号に規定する基準によらないことができる。

- 一 一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみを入浴させるとき。
- 二 水着等を着用の上入浴させるとき。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。